

報告第 17 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 16 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、福祉タクシー券の案内漏れに関する和解について、次のとおり専決処分する。

令和7年7月15日

足立区長 近 藤 弥 生

福祉タクシー券の案内漏れに関する和解について

足立区は、福祉タクシー券の案内漏れに関する和解について、下記により合意する。

記

1 相手方

足立区千住東在住者

2 和解の要旨

別紙、福祉タクシー券の案内漏れに伴う補償に関する合意書のとおり

以 上

福祉タクシー券の案内漏れに伴う補償に関する合意書

足立区（以下「甲」という。）及びA（以下「乙」という。）は、以下の事案（以下「本事案」という。）により生じた福祉タクシー券の案内漏れに伴う補償に関し、次のとおり合意（以下「本合意」という。）したので、本合意書を作成する。

1 事案の内容

乙が、平成30年7月の障害更新（障害追加）に伴い、福祉タクシー券の交付対象となった際、甲から当該手続きに関する案内が漏れたことにより、平成30年度から令和6年度分の申請ができなかったもの。

2 示談の内容

- （1）甲は乙に対し、福祉タクシー券の案内漏れに伴う補償として、合計金168,000円の支払義務があることを認める。
- （2）甲は、乙に対し、前項の金員を、令和7年9月30日限り、乙が別に提出する口座振替依頼書により指定された所定の口座に振り込む方法で支払う。なお、振込手数料は、甲が負担する。
- （3）甲及び乙は、本合意書に定めるもののほかに、本事案に関し甲及び乙の間には何らの債権債務がないことを相互に確認し、甲及び乙は、今後名目の如何を問わず、本事案に関して互いに何らの請求をしない。

本合意成立の証として本合意書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各々その1通を保有する。

令和7年7月 日

（住所）東京都足立区中央本町一丁目17番1号

（甲）

（氏名）足立区

足立区長 近 藤 弥 生 印

（住所）

（乙）

（氏名）